

社会福祉法人極光の会 法人役員の報酬等支給規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人極光の会（以下「法人」という。）の定款に基づき、法人役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第二条 この規程において、法人役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第三条 法人役員が、その職務のため、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会（以下「役員会」という。）に出席したときは、報酬として日額5,000円を報酬として支給する。

2 法人役員のうち施設職員以外の法人役員には、役員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営等のための業務にあたった場合における実務の報酬として、日額10,000円を報酬として支給することができる。

(報酬総額)

第三条 理事及び監事に対して、各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲で、評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

(費用弁償)

第四条 法人役員が、その職務のため、役員会等に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第五条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬額は、実務にあたった日数により計算する。

3 報酬は、日払いにて旅費を含めて支給する。または、その月の20日にて締め切り、社会福祉法人極光の会職員給与規程に規定する職員の給与の支給日に旅費を含めて支給する。

(公表)

第六条 この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第七条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 17日から施行する。